

新型コロナウイルス感染症の影響と感染拡大防止の観点から、当初のものより一部内容を変更しております。2020.07.02

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□文学部

日本語日本文学科・中国語中国文学科

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

- 1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち10年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の学校において修了した者
- 2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
- 3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B.2018年11月から2020年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験した者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者~~

英米語英米文学科・外国語学科

次の1から3のいずれかとAおよびBおよびCに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

- 1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち10年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の学校において修了した者
- 2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
- 3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B.2018年11月から2020年6月までに「日本留学試験（日本語）」を受験した者、または出願前2年以内に「日本語能力試験」のN2以上を受験し、その成績を証明する書類を提出できる者~~

B.出願前1年以内に受験したTOEFL iBT®の成績を証明する書類を提出できる者

【国外から出願する場合】

本学では「アドバイザー」制度を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。「アドバイザー」の方には、入学願書の提出、学納金の納入などを志願者の代わりに行っていただけます。上記のような入学試験にかかわる事柄のほか、入国審査等にかかわる志願者との連絡、住居の手配などを行っていただき、在学中にも、留学生活上での諸問題について指導・相談に当たっていただけます。詳細については、入学試験要項でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響と感染拡大防止の観点から、当初のものより一部内容を変更しております。2020.07.02

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□情報学部

1期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者

2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）

3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B. 2018年11月～2020年6月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が210点以上、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

2期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者

2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）

3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B. 2019年6月～2020年11月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が210点以上、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

※日本国外に居住している方は、2期に出願することができません

【国外から出願する場合（1期のみ）】

本学では「アドバイザー」制度を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。「アドバイザー」の方には、入学願書の提出、学納金の納入などを志願者の代わりに行っていただきます。上記のような入学試験にかかわる事柄のほか、入国審査等にかかわる志願者との連絡、住居の手配などを行っていただき、在学中にも、留学生活上での諸問題について指導・相談に当たっていただきます。詳細については、入学試験要項でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響と感染拡大防止の観点から、当初のものより一部内容を変更しております。2020.07.02

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□国際学部

1期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

- 1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
- 2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
- 3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B. 2018年11月～2020年6月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

2期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する外国籍を有する者（定住者を除く）

- 1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者
- 2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）
- 3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B. 2019年6月～2020年11月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が210点以上（「記述」領域は点数に含まない）、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

※日本国外に居住している方は、2期に出願することができません

【国外から出願する場合（1期のみ）】

本学では「アドバイザー」制度を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。「アドバイザー」の方には、入学願書の提出、学納金の納入などを志願者の代わりに行っていただけます。上記のような入学試験にかかわる事柄のほか、入国審査等にかかわる志願者との連絡、住居の手配などを行っていただき、在学中にも、留学生活上での諸問題について指導・相談に当たっていただけます。詳細については、入学試験要項でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響と感染拡大防止の観点から、当初のものより一部内容を変更しております。2020.07.02

<外国人留学生入学試験> 出願資格

▼文学部 ▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□経営学部

1期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者

2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）

3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B.2018年11月～2020年6月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が280点以上、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

2期

次の1から3のいずれかとAおよびBに該当する者で外国籍を有する者（定住者を除く）

1.外国籍を有し、通常の課程による12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者、もしくは2021年3月31日までに修了見込の者で、そのうち4年以上（日本の中学・高等学校在籍2年以内可）を外国の中学・高等学校において修了した者

2.外国籍を有し、外国において12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者（12年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程等を修了すること）

3.外国において、国際バカロレア、アビトゥア、バカロレアを取得した者

A.「留学」の在留資格を有する者または入学後「留学」の在留資格に変更できる者で、出願時に経費支弁能力を証明する書類が提出できる者

~~B.2019年6月～2020年11月までに受験した「日本留学試験（日本語）」の点数が280点以上、または出願前2年以内に「日本語能力試験のN2以上」を取得している者~~

※日本国外に居住している方は、2期に出願することができません

【国外から出願する場合（1期のみ）】

本学では「アドバイザー」制度を設けています。出願にあたっては「アドバイザー」をあらかじめ決めてください。「アドバイザー」の方には、入学願書の提出、学納金の納入などを志願者の代わりに行っていただきます。上記のような入学試験にかかわる事柄のほか、入国審査等にかかわる志願者との連絡、住居の手配などを行っていただき、在学中にも、留学生活上での諸問題について指導・相談に当たっていただきます。詳細については、入学試験要項でご確認ください。